

第四百十二回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 七 号

平成十年三月二十四日(火曜日)

午後零時二分開議

出席委員

委員長 北村 直人君

理事 赤城 徳彦君 理事 鈴木 俊二君

理事 松下 忠洋君 理事 小平 忠正君

理事 木幡 弘道君 理事 宮地 正介君

理事 一川 保夫君 理事 稲葉 大和君

石破 茂君 稲葉 大和君

小野寺五典君 金田 英行君

岸本 光造君 熊谷 市雄君

佐藤 勉君 園田 修光君

高島 修君 中尾 榮一君

中山 成彬君 仲村 正治君

林 幹雄君 二田 孝治君

宮本 一三君 矢上 雅義君

石橋 大吉君 今田 保典君

仙谷 由人君 堀込 征雄君

漆原 良夫君 木村 太郎君

佐々木洋平君 菅原喜重郎君

二階 俊博君 中林よし子君

藤田 スミ君 前島 秀行君

岩浅 嘉仁君

出席國務大臣 農林水産大臣 島村 宜伸君

出席政府委員 農林水産政務次官 岸本 光造君

農林水産大臣官房長 堤 英隆君

水産庁長官 高田 道夫君

委員外の出席者 農林水産委員会 黒木 敏郎君

委員の異動

第一類第八号 農林水産委員会議録第七号 平成十年三月二十四日

三月二十四日

辞任 木部 佳昭君

丹羽 雄哉君

御法川英文君

同日 辞任 稲葉 大和君

佐藤 勉君

林 幹雄君

同日 補欠選任 木部 佳昭君

丹羽 雄哉君

御法川英文君

本日の会議に付した案件
漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件

○北村委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、鈴木俊一君外五名から、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党、社会

民主党・市民連合及び岩浅嘉仁君の共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり漁業協

同組合合併助成法の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定す

べしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木俊一君。

○鈴木(俊)委員 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容について御説明申し上げ

ます。漁業協同組合合併助成法は、昭和四十二年に、

適正な事業経営を行うことができる漁協を広くに育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁協の合併の促進を図ることを目的として制定されました。

以来、今日まで五回にわたり延長を重ね、漁協の事業規模の拡大に一定の役割を果たしてきたところでありますが、全国的にはその区域が市町村の区域未済である漁協が四分の三を占めるなど、いまだ脆弱な小規模組合が多数存在していると

いう状況にあります。こうした中で、我が国の漁業を取り巻く状況は、資源水準の悪化に伴う漁獲量の低下、輸入水産物の増加、魚価の低迷等による漁業経営の悪化と相まって、漁業就業者の減少と高齢化が進展する等、まことに厳しいものがあります。

このため、漁協系統の事業も縮小傾向にあり、その経営は年々悪化しております。

一方、国連海洋法条約の批准とこれに伴う国内関係法律の整備によつて、昨年一月からTAC制度が導入されるなど、新たな海洋秩序のもとで水産資源の適切な管理と有効利用を積極的に図っていくことになりましたが、これらの推進に当たつて、漁協はその中心的役割を果たすことが期待されてお

り、その円滑な実施のためにも体制の整備が急務であります。

現在、こうした事情を背景に、漁協系統組織においては、漁協間の合併・事業統合等により、広域的自立漁協を組織を挙げて計画的に育成していくとの構想を打ち出し、その実現に鋭意取り組んでいるところであり

ます。本案は、こうした系統における基盤強化への取り組みを踏まえ、合併の一層の促進を図るための措置を総合的に講ずることとして取りまとめたものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

まず。

第一に、法律の題名を漁業協同組合合併促進法に改めることとしております。

第二に、漁協系統団体は、合併の促進に關し、全国段階で基本構想を、また都道府県段階で基本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県知事に届け出ることができるとしてあります。

また、国、都道府県は、基本構想、基本計画の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないこととしてあります。

第三に、合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を五年間延長し、平成十五年三月三十一日までとするとしてあります。

第四に、国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たつては、組合の合併が促進されるよう適切な配慮をするものとしてあります。

第五に、都道府県知事は、漁業協同組合の合併についての援助及び合併に係る漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された法人を、都道府県漁業協同組合合併推進法人として指定することができるとしてあります。

その他、合併及び事業経営計画に係る記載事項の拡充、合併及び事業経営計画の樹立等に関する援助、合併の協議に關する助言及び指導、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の延長等について規定することとしてあります。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御決定くださいますようお願い申し上げます。

申し上げます。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、これを許します。中林よし子さん。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、漁業協同組合合併助成法の一部改正案に反対する意見表明を行います。

私どもも、漁協の経営困難や漁村における重要な存在を十分認識しています。だからこそ、合併に当たっては、組合員の自主的な意思、合併による経営への影響や変化を明確に示すこと、民主的に進めることを重視しています。同時に、漁業を重要な産業として位置づけ、魚価の安定や資源と漁場の保全・管理、経営支援策や後継者対策の強化などを実現させていかなければなりません。

本法案は、全国的な基本構想や県の基本計画をつくって漁協の広域合併を推進しようとするものですが、特に問題と考える点は、国、都道府県の行政の力により合併促進を図ろうとすることです。すなわち都道府県が、基本計画や合併・事業経営計画の作成、実施について助言、指導することと義務づけ、また組合に対し、合併の協議に応じるよう助言、指導を行えるとしています。こうした条項を法律に盛り込むことは、組合員や漁協の意思、地域の実情を無視した、行政主導による押しつけ合併につながる危険性を強めるものです。そして、漁村に新たな困難を持ち込むとともに、漁民の自主的な協同組織としての漁協の性格を後退させるものとの危惧を抱かざるを得ません。

さらに、水産施策の採択に当たって、合併促進を考慮すると明記しています。これは、水産振興策を実現してほしいなら合併を迫るというもので、本来、合併への態度いかんにかかわらず実施しなければならぬ公平な行政という見地からも問題であります。

以上の点で、本法案には賛成することができません。

最後に、我が党の反対にもかかわらず、委員会提出法案にし、委員の審議権を奪う結果になったことは、まことに遺憾であります。

以上申し述べて、意見表明いたします。

○北村委員長 これにて発言は終わりました。

この際、本件について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。農林水産大臣島村宜伸君。

○島村国務大臣 本法律案につきましては、政府といたしましては、やむを得ないものと考えます。

御可決された晩には、その趣旨を踏まえ、その適切な運用に努めてまいれる所存であります。

○北村委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしてあります漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立多数。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明二十五日水曜日午前九時五十分理事事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁業協同組合合併促進法

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「資するため」の下に「、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（基本構想）

第一条の二 全国の区域を地区とする漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの（以下「全国連合会」という。）は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合（同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）の合併の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることができ。

2 基本構想においては、組合の合併の促進に関する基本的な方向及び組合の合併を促進するために講じようとする措置の基本となるべき事項を定めるものとする。

3 国は、全国連合会に対し、基本構想の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

（基本計画）

第一条の三 都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合連合会（全国連合会の会員であるものに限り。）であつて、水産業協同組合法第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの（以下「都道府県連合会」という。）は、基本構想に基づき、当該都道府県連合会を直接又は間接に構成する組合の合併の促進に関する基本的な計画（以下「基本

計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に届け出ることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 組合の合併の促進に関する目標

二 組合の合併の促進を図るための措置に関する事項

三 合併に係る組合が行う事業の強化に関する事項

四 その他必要な事項

3 都道府県は、都道府県連合会に対し、基本計画の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二条中「漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）を「組合」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、合併後の組合の安定的な事業経営を確保するため必要があるときは、合併及び事業経営計画において前項に規定する事項のほか、固定した債権の償却に関する方策を定めることができる。

第四条の二 第一項中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（合併及び事業経営計画の樹立等に関する援助）

第四条の三 都道府県は、組合に対し、合併及び事業経営計画の樹立及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、前項の援助を行う場合において、関係市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

第六条第一項中「平成十一年三月三十一日」を

「平成十六年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

3 組合が第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に合併した場合における合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合に、第一項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合（その組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十六年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合）」とする。

（施策の実施に当たつての配慮）
第七條 国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たつては、組合の合併が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

（合併の協議に関する助言及び指導）
第八條 都道府県知事は、漁業の振興等を図り、かつ、漁業に関する協同組織の健全な発展を図るため特に必要があると認めるときは、組合に対し、合併に関する協議を行うことにつき、必要な助言及び指導をすることが出来る。

（都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定）
第九條 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県漁業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（推進法人の業務）

第十條 推進法人は、当該都道府県の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 合併に係る組合が第四條第二項の規定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置として譲渡する固定した債権の取得、管理及び回収を行うこと。

二 合併後の組合が第四條第二項の規定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

三 前二号の措置の計画的な実施に関する指導を行うこと。

四 合併に係る組合の財務の管理に関する照会及び相談に応ずること。

五 組合の財務の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（事業計画等）

第十一條 推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

ばならない。

（監督等）

第十二條 都道府県知事は、第十條各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、推進法人が第十條各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第九條第一項の指定を取り消すことができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により第九條第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（合併認可の特例）

第十三條 第四條第二項の規定に係る組合は、当該合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施しようとする措置が、推進法人に対し固定した債権を譲渡しようとするものであるときは、金融機関が推進法人から利子補給金を受けて行う資金の貸付けを受けようとするものであるときは、推進法人の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する組合が同項の承認を受けていない場合には、水産業協同組合法第六十九條第二項の認可を行つてはならない。

（負担金についての損金算入の特例）

第十四條 推進法人が行う第十條第一号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号八十九の三「中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に、「認定する」を「認定し」、都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定に関する事務を行い、都道府県漁業協同組合合併推進法人から必要な報告を徴し、及びその業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）
3 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一條の十七第一項中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に改める。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
4 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組合合併助成法第二條」を「漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第二條」に改める。

附則第十八條第七項及び第二十三條第十六項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組合合併助成法第二條」を「漁業協同組合合併促進法第二條」に改める。

理由

最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併をより一層促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、合併及び

事業経営計画の拡充及び提出期限の延長、合併を推進する法人の指定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減税額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績等をもとに推計すると一合併組合当たりで約千九百万円と見込まれる。

また、都道府県漁業協同組合合併推進法人へ負担金を支出する場合の課税の特例による法人税の減税額は、一合併推進法人当たりで平年度約五百万円と見込まれる。

平成十年四月十六日印刷

平成十年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局